

物価高対応子育て応援手当のご案内

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、こどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給します。

対象児童 ①令和7年9月30日時点においてあま市に住民登録がある0歳から高校生年代までの児童手当の支給対象児童

②令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

支給対象者 上記①の児童手当受給者、または上記②の保護者のうち児童手当認定請求時の請求者

支給額 児童1人当たり2万円

●申請が不要な方

対象者 上記①に該当する方、または令和7年11月30日までに児童手当の認定請求を行った保護者

支給方法 児童手当受給口座に振り込みます。

支給時期 2月3日(火)

1月20日(火)付けで対象者に案内通知を送付しましたので、ご確認ください。

支給を辞退される方は、1月28日(水)までに右の二次元コードから電子申請を行ってください。



支給辞退用
二次元コード

●申請が必要な方

対象者 (1)所属庁から児童手当を受給している公務員

(2)令和7年12月1日以降に児童手当の認定請求を行い、かつ令和8年3月31日までに出生した児童の保護者

(3)令和7年12月1日以降に離婚(離婚調停中も含む。)により、児童手当の認定請求が必要になった保護者

申請方法 子ども福祉課窓口、または電子申請にて受け付けます。

申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードするか、子ども福祉課窓口にて配布します。

※電子申請による申込みは、右下の二次元コードから申請できます。

※電子申請を行う場合は、(1)に該当する方に限り、令和7年10月定期支払の支給決定通知書や振込通知書等の証明書の添付が必要です。

申請期限 (1)(3)に該当する方 3月13日(金)まで

(2)に該当する方 4月30日(木)まで

支給方法 申請書で指定した口座に振り込みます。

支給時期 2月3日(火)から随時



電子申請用
二次元コード

問 子ども福祉課 ☎444・3173